

菅原道真の果たした政治的役割について

——『菅家文草』の世界を中心として

李 小穎

初めに

「学問の神」や「文化の神」として、今の日本人に広く愛され続けている菅原道真（845～903年）は、日本中古の文学史から思想史や政治史に至るまでの歴史の中で重要な位置を占めている。氏は『菅家文草』、『菅家後集』と散文六巻を書き残し、日本漢文学に始めて「抒情詩の生命を静かに燃え立たせ」、「そのエネルギーはかな文学たる和歌の歌集形態に、日記の自照文学の形態に受け継がれて」いくと評価され、文学史から言うと、その地位は「漢詩全盛より和歌勃興に移る境界線にあ」¹とされている。

道真の詩を読んでいるうちに、道真の詩における白居易の詩の投影という問題、特に、白居易が一番自負し重んじていた「諷諭詩」²を廻る問題に興味を持ち始めた。従来、道真が讃岐時代に書いた「寒早十首」や「路遇白頭翁」などの詩は日本の国文学界で「諷諭詩」だと思われてきたが、中国詩歌に親しむ私から言えば、道真の詩は「諷諭」精神そのものからずれているように思う。なぜなら、白居易においての「諷諭」はあくまでも詩人の政治理想（思想）と関連するもので、これは白居易の詩作活動からだけでなく、地方官としての治績からも見て取れることである。その一方、道真の詩における「諷諭」の要素はとても希薄であり³、道真の政治理想（思想）とはなんなのかは掴めにくいような気がする。この問題を解くために、道真は詩人である一方、政教主義の実践者、また国家運営の官人⁴としてどんな才能があるのか、どんな政治的役割を果たしたか、その政治理念はいかなるものなのか、其の当時の政治的、社会的状況はどうか、その政治理念はどれくらい実現できるのかなどといった問題に注目し始めて、そこから何かが導かれるのかなと思った。

菅原道真を政治との関係の中で捉え、本論と関わる著書と論文は主に三つ挙げられる。「律令的政治観の変質とイデオログの動向—菅原道真と三善清行の現状認識をめぐって」（山本幸男『日本史研究』日本史研究会 1979年8月）、『消された政治家菅原道真』平田耿二 文芸春秋 2000年6月）、『平安朝の漢詩と「法」—文人貴族の貴族制構想の成立と挫折』桑原朝

子 東京大学出版会 2005年3月）である。前者は菅原道真と三善清行についての内面的な理解は深いと言いがたく、また、分析に際して用いられている概念の粗放さは問題である。後者のほうは、詩文に現れるのは「文人の顔」、すなわち道真の「内側の顔」であるとして、これを「政治家としての道真」から完全に切り離しているところにも問題がある⁵。それに対し、桑原朝子氏は道真の詩を分析しながら、道真における「貴族制」の構想に焦点を当てて分析した。その中に本論と関わる論点は多く参考できるが、角度が違うので、そのまま結論を導くことは出来ない。

また、道真が関与した政治事件となると、誰でも阿衡紛議の建言と遣唐使停止建議を挙げるが、諸研究も当然のことながら二つの事件により多く集中する傾向がある⁶。しかし管見によって、これらの研究では、道真に焦点を当てて事件の内部に入り込んで検討するのはまだ数少ない⁷と言わざるを得ない。では、本論は道真の作品『菅家文草』⁸の世界に潜り込んで、道真の果たした政治的役割と政治理念について考察を試みたいと思う。

道真の生涯は波乱万丈なもので、分析する前にまずその経歴を抑えておく必要がある（年表⁹）。この年表から、道真が政治的役割を果たすようになったのは光孝天皇の時代から宇多天皇の時代までであることが分かる。それは道真の官人としての成長や陽成天皇（在位 876-884；道真 33-40歳）が乱行することと関係があり、ここで詳しく論じないことにするが、本論では主に「阿衡紛議への関与」、「讃岐時代の治績」、「遣唐使廃止の建議」、「検税使派遣の可否を評議する奏状」を取り上げることにしたい。

宇多天皇の評価

道真の政治的才能、そして果たした政治的役割を総合的に肯定したのは、道真に全幅の信頼を寄せた宇多天皇である。それは宇多天皇が寛平9年（897年）讓位の際、醍醐天皇に与えた教訓書『寛平御遺誡』から知ることが出来る。

右大将菅原朝臣、是鴻儒也。又深知政事。朕選為博

士、多受諫正…総而言之、菅原朝臣非朕之忠臣・新君之功臣乎。

(右大臣菅原朝臣は、是れ鴻儒なり、又深く政事を知れり。朕選びて博士と為し、多く諫正を受けたり…菅原朝臣は朕が忠臣のみに非ず、新君の功臣ならめや…)

ここで、道真が宇多天皇に登用された原因は①鴻儒であること②深く政事を知ること③多く諫正を受けること④朕が忠臣で、新君の功臣になることが分かった。

ここで、①鴻儒であることと④朕が忠臣であることは疑いが無いが、②深く政事を知ること③多く諫正を受けることは史実と合致するかどうかはまだ検討する余地があるように思う。

宇多天皇が道真を重用した原因は、すでに諸研究によって解き明らかなされ、それは主に三つの理由が挙げられる。一、道真が阿衡紛議の功臣であり、宇多天皇は道真を代表とする文人、詩儒を起用することによって、対撰関家への抑制、政治的主導権の回復＝王権の回復を図ろうとする¹⁰；二、道真の文章能力が認められること。三、其の当時、基経が薨じて長子時平はまだ若く(21歳)、左大臣源融・大納言藤原良世はともに70歳の高齢であったから、この際政道刷新の理想を実現を図ろうとして、道真(当時47歳)を頼りにしかなかったことである。それはともかくとし、道真の政治的な才能や理念を考察するには、宇多天皇のこの総括的評価をまず念頭に入れなければならないと思う。

一、阿衡紛議への関与

まず、阿衡紛議の概要と性質についての通説を概観してみよう。888年(仁和4年)『菅原道真』伝記(坂本太郎 吉川弘文館 昭和37年11月)による。887年の説もある。) 、宇多天皇即位の初め、藤原基経を関白とした時の勅書に「宜以阿衡之任為卿之任」とあったので、「阿衡」は『孟子』『尚書』に見える文字で、殷の三公の官名であり、とくにその宰相伊尹を指すとされる、この勅書は橘広相が草するものである)、基経は、阿衡は地位だけで職務はないと言いがかりをつけて政務をみず、廷臣の間に阿衡の語義を廻って議論があった後、天皇が遂に勅書を改作させられた。

宇多天皇は基経の推戴の功に感じ、「阿衡」を藤原基経の任とするのは、基経に政務を委任する意味で、特に問題はなかったが、藤原氏出身の儒士藤原佐世はそれを問題として、基経に説くに政治に与るべきではないとした。真意は基経の威を借りて広相を陥れ、己が学界に有利な地位を占めようということにあり、基経も広相が外戚の力によって、藤原氏をしのぐ地位に上

るのを防ごうとしたものにある。¹¹

では、道真がどうやって阿衡紛議に関与したか。ここで、所功氏の書いた「阿衡紛議と菅原道真」で整理し研究成果を借りながら、この事件を吟味することにしたいと思う。

1) 一度目(阿衡紛議の前触れ—「太政大臣」を廻つての議論)の関与

阿衡紛議が起こった四年前の884年(元慶8年、光孝天皇在位)、道真は40歳で、官職は従五位上行、式部少輔兼文章博士、加賀権守(遙任で、勃海使を迎えるための官職)である。この年、太政大臣に職掌ありやなしやについて、議論があった。其の時、光孝天皇は、諸道の博士等らに「太政大臣職掌以否、併当大唐何官」を勘奏せよと勅問され、道真は「557定太政大臣職掌有無 併史傳之中相当何職議」(元慶8年5月9日)という「奏議」を進呈した。重要な論旨を抄出してみると、

臣某謹案記傳之書、無太政大臣之文。惟本朝職員令義解曰、太政大臣、即是有德之選、非分掌之職。為無其分職、故不稱掌。如此文者、先師之積、更無可疑。

又案漢書表曰…丞相同之…後漢書志曰…掌以善導、無掌職。晋書志曰…相国同之。宋書志曰…太傅・太保同之。本朝太政大臣、可當漢家相国等。又大唐六典曰…可以唐三師當太政大臣。

唯我朝制令之意、大乖大唐令條。何者、唐令三師三公、獨專其官、不備尚書省之官員。我朝太政大臣、雖無分掌、猶為太政官之職事。斯其所為大乖也。

これによれば、

- ① 太政大臣には分掌がない。
- ② 太政大臣は漢家の相国や唐令の三師三公に当たる。
- ③ 唐令の三師三公が尚書省の官員ではないのに対し、日本の太政大臣は太政官の職事と定められ、これは唐令から大きく背いている。

との論旨が明確に示されている。

この発言には道真が建言する時の姿勢が窺え、中に以下の特質が指摘できるのではないかと思う。まず、光孝天皇が期待されていること(太政大臣の実際的な機能を認める)を満たせなかった。次、他の博士の曖昧な答えとは対照に、道真は学問的な姿勢を貫き、その態度はきわめて明快であった。¹²

こうして、道真は物事を学問の方法で考え、政治情勢を分析せずに太政大臣には職掌がないと断じて言い、天皇や大臣に歓迎されなかったことは容易く想像でき

る。これは道真の官職は当時国家の礼儀や、勃海使の接待を兼任する文章博士であることとは無関係ではないが、ここから見ると、道真の発言はむしろ理解できることになるのではないかと思う。言い換えれば、この時、道真は政治的役割を果たすか、政治的に考える習慣さえ持っていなかったのだと言えるだろう。

2) 二度目（「阿衡」をめぐる議論）の関与

884年（仁和4年、宇多天皇在位）、道真44歳、讃州刺史

藤原基経は阿衡に職掌が無いとし、政務の渋滞は甚だしい中、広相を処罰する勘文を作成させた（10月15日）。これを聞いた道真は意を決して上京し、基経に長文の意見書を上った¹³。十月下旬、漸く基経の意がおさまり、広相の罪も定めるに及ばずに落着いた。道真が基経に上った長文「676 奉昭宣公〔基経〕書」¹⁴は阿衡紛議の最終的解決に決定的な役割を果たしたとされている。長文の中の重要なところを抄出してみると、以下のようになる。

寒心酸鼻、寢食不安。先為己業、次為大府。所聞者一、而所悲者二。

…何者、夫作作者、不必取経史之全説。雖避逅取之、或断章為義。

…広相採伊尹之舊儀、當大府之典職。本義雖與詩書反乖、新情自與漢晋冥會。視其所以、觀其所由、非挾異心以作斯文者。

…如是則世之特好文章者、争避網羅、争避難網、則無家学之人。無家学之人、則文章自茲而廢矣。

某身非横草之後、家少代永之親。官爵則詐朝廷以家風…況某父祖揚名之業、子孫出身之道、一朝停廢、豈不哀乎。是其為自業所悲者也。

広相為當代所立者、大功一、至親三…広相有才有智、有謀有慮。有親有故、有功有勞。伏為大府裁察、勿為有才智謀慮者為怨府。勿為有親故功勞者為摧首。是其為大府所悲者也。

又近者如聞、明法奉宣之後、所論各異…二律文遂無正條。將以因准論。因准論之、疑罪自從輕。

つまり、この勘文の内容は概して次の四点からなる。

- ① 文を作る者は、経典や史書の中の文を全て取るには限らない。章を断じて義と成すのは常の事である。橋広相は異心を挟んで「阿衡」を引いて文を作るはずがない。もしこれすら処罰されるなら、後に文を作るものは罪科から免れかねなく、そうしたら文章の道は廢れるしかない。

- ② 文章の道は祖父の代から名声を揚げる業で、子孫の立身する道でもあり、一旦廢れると、私にとってどんな悲しいことだろう。

- ③ 橋広相は宇多天皇のために誠を致す「大功」を立てて、「至親」が三人（外孫皇子二人の祖父、入内している義子の父）ある。大府のために考え、こういう「有才有智、有謀有慮、有親有故、有功有勞」な広相のために、人々の憎みの的とならないほうがいい。

- ④ 律の文理解釈だけで広相の罪名を論ずるべきではなく、広相の「親・故・功」を考慮すべきである。

そこで、上に掲げた四箇条に即して四つの立場から進言する道真像を分析したいと思う。

- ① 道真は「章を断じて義と成す」という文章の作り方の正当性を認め、文字によって人を冤罪に陥れるべきではないと説いた。→文章を作ることの根本を指し示し、筆禍事件の発生を避けるべきだと提言をした道真。重大な意義を持っている提言と言えよう。

- ② 道真は橋広相の立身する道、祖父の代から受け継いだ立身する道（つまり文章道）を守ろうとする。→自己の前途を案ずる道真。

- ③ 道真は基経の前に、広相の「有才有智、有謀有慮」「有親有故、有功有勞」を再三強調し、基経に利害関係を認識させようとする。→過度までに広相の勢を強調し、かえって基経を初めとする藤原氏の警戒を呼び起こす。政治的には未熟な道真。

- ④ 律令を重んじる一方、柔軟に対応する律令官人である道真。

政治的には以上の③から分かるように、道真の政治的才能はかなり未熟なものであることが分かった。意見書を上った当時、道真と基経の関係はまだ疎遠なものではなく、敵対する関係でもなかったが（之は基経が道真にたくさんの文章を代作させたことから分かる）、藤原時平の時代になると、世間は厳しくなり、漢詩人の時代は徹底的に過ぎ去ってしまう。道真は其の転換点に立ち、度胆を抜くような直言をし、後の左遷にその災いの元を残したと考えられる。

二、讃岐時代の治績

868年（仁和2年）、道真（42歳）が讃岐に転出して、そこで（886-890年）（仁和2年—寛平2年光孝天皇から宇多天皇まで）四年間の国守生活を送らなければならなかった。

まず、道真は民衆の苦しい生活を観て、責任感を感じた。

就任して半年後、道真が民衆の實際生活の諸相を観じて「寒早十首」という連続詩を作った。寒天下の中に生計のためいかにも苦しんでいる、底辺の民衆の姿がリアルに書かれている。二番目の歌を例として分析するが、

201 何人寒気早 何れの人にか 寒気早き
寒早浪来人 寒は早し 浪れ来れる人
欲避逋租客 避けまく欲りして租を運る客は
還為招責身 還りて責めを招く身となる
鹿裘三尺弊 鹿の裘三尺の弊れ
蝸舎一間貧 蝸の舎一間の貧しさ
負子兼提婦 子を負ひ 兼ねて婦を提ぐ
行行乞與頻 行く行く 乞與頻りなり

この歌では、重い税の負担を逃れようと他国より部内に逃散してきて、この部内で入籍して税を責め取れる身となる農民が歌われている。彼等の冬の寒さを防ぐ三尺の鹿の皮衣はぼろぼろに破れ、部屋は一間のあらば小屋しかない。彼等は哀れな母子を連れ、在地の百姓に物乞いをしにあっちこち出歩く。詩の中の「逋租」（つまり租税を納めないこと）という言葉が出てきて、道真「自己の政治に投影させ」、「自戒の意味」¹⁵を持っていると考えられる。

また、「221 路遇白頭翁」の中で¹⁶、道真は前任国主の藤原保則や讃岐介安倍興行の政治施政を観て尊敬し、自分もそういう良吏になる志を表明した。

安為氏者我兄義 保在名者我父慈
己有父兄遺愛在 願因積善得能治

安倍興行を兄、藤原保則を父として見習おうと決意したまでである。

しかし一方、道真は京官に執着し、心は詩を吟じることにあり、国司としての政務に精励できない。これは道真の詩の随所に見出すことが出来る。

「187 北堂餞宴各分一字」
(情憶分憂非祖業、徘徊孔聖廟門前)
「221 路遇白頭翁」
(自餘政理難無變、奔波之間我詠詩)
「243 題駢樓壁」
(為問行來行客報、讚州刺史本詩人)
「247-249 春日独遊三首」

(昏夜不歸高嘯立、州民謂我一狂生)

「274 冬夜閑思」

(心在吟詩政不專、千思万量身上事)

傍線の付いている部分から分かるように、道真は国守に委任され、政治的実践のチャンスを与えられたとしても、詩人の姿を保ち続け、実務が出来ない姿が目躍如である。

その傍証となるのは前に言及した藤原保則が密かに語ったことかもしれない。「新太守（道真）当今碩儒、非吾所測知也。但見其内志、誠是危殆之士也」（三善清行『藤原保則伝』）という。「危殆」というのは「非常に危ないこと」（『広辞苑』）という意味だが、これに対する解釈には諸説があるが、とにかく道真がまっとうな国司ではなかったのは確認できることである¹⁷。

讃岐での経験は確かに道真の人間性の増幅に多大な影響をあたえた。が、「こうして彼の中に開かれた新境地も、秋満と同時に消失してゆき、帰任後の道真の詩作や政治的献策にその姿を認めることはできず、彼の関心は再び中央政界におけるより高度な政治レベルでの政治意識の域を超えることはなかった」と鈴木哲氏¹⁸が指摘したように、「まさしくこのような点に文人貴族の限界性が存在した」と言えるのだろう。

三、遣唐使廃止の建議

894年（寛平6年、宇多天皇在位）、大使参議勘解由次官従四位下兼守左大辨行式部権大輔春宮亮である50歳の菅原道真は遣唐使派遣の停止を建議した。この遣唐使廃止事件について、中核となる資料は二つある。

ア) 「633 奉勅為太政官報在唐僧中瓊牒」（寛平六年七月廿二日）

イ) 「601 請令諸公卿議定遣唐使進止状」（寛平六年九月十四日）

ア) は前年寛平五年三月に、在唐留学生中の中瓊が、唐から航海して来朝した貿易商人王訥らに手紙を託して届けてきたのに対する太政官の返牒である。道真の手によって書かれている。

返牒の中には、中瓊が手紙に書いている大唐の凋敝という事実が引用されている。

久阻兵乱、今稍安和…賊寇以来、十有余年…又頃年頻災、資具難備

一方、イ) はその二ヶ月後、道真が諸公卿に遣唐使

廃止の建言を上る奏状である。奏状の中に遣唐使派遣を停止すべき原因が述べられている。

大唐凋敝、載之（之は、在唐僧中壘が王訥らに託して届けた奏状を指す）具矣

…臣等伏検旧記、度々使等、或有渡海不堪命者、或有遭賊遂亡身者。唯未見至唐有難阻飢寒之悲。

この状によれば、遣唐使の派遣を停止する原因は、在唐僧中壘が去年三月商人の王訥らに託してよこした状の中に唐の凋敝が載せられていることと、従来たびたびの使節が途中で遭難して唐に達することの困難である。

遣唐使派遣の停止を決めた動機は道真の奏状だが、この奏状は果たして道真の判断によるもので、遣唐使の廃止に決定的な役割を果たしたのか。これについて、すでに諸論がある¹⁹。初めから政府に派遣の意志が無く、大使の任命は内外に対する体面の上で示したジェスチャーにすぎず、道真の停止審議申請も予定の筋書だと坂本太郎氏が推理した。この推理が成り立てば、道真は唐文化摂取の必要性がないと判断したと説は成り立たなくなる。つまり、菅原道真はこの遣唐使派遣停止という事件の中で、積極的な判断もせず、政治的役割も果たず、ただ予定のことを言っただけだということになる。

が、その一方、森公章氏は「菅原道真と寛平度の遣唐使計画」（続日本紀研究 2006/6）の中で、「遣唐使派遣の再検討が議題になっていた頃に宇多天皇譲位の意思が示されたので、遣唐使は中止になり、この矛盾をアとイ（原文：A と B）で見事に辻褃合わせした文人官僚としての道真の優秀さを評価すべきであろう」と肯定している。しかし私見では、たとえ森公章氏が言ったことが妥当だとしても、「事を辻褃合わせした」という才能は政治的判断と役割とは縁遠いものであると言わざるを得ない。

四、検税使派遣の可否を評議する奏状

896年7月5日（寛平8年、宇多天皇在位）中納言従三位、兼行左大弁、春宮大夫、侍従である道真は「602請令議者反覆検税使可否状」を上った。この状は諸國に検税使を派遣して帳外の剩物を勘出して、これを中央財源の補填に宛てようとする政策に対して、三つの反対理由を挙げて再検討を要望したものである。その三つの理由としては、

臣所大恐者、後代有割股而療飢之喻。是為国司、可

失治術。其否一也。

…是為百姓、可致愁苦。其否二也。

…是為公私、可無所得。其否三也。

この奏状に対しての研究は少なく、読んでいる限りでは、三つの論点が主に挙げられる。坂本太郎はこの奏状は道真が地方人民の福祉を考える奏状であると説いた²⁰。川口久雄氏はこれは讃岐守としての経験に立ち、経世実務の面における道真の思考と識見とを見るべきものであると褒め称えている²¹。これに対して、鈴木哲は「道真ら文人層の国司地方行政に対する認識度は決して高いものではない」と、「国司請負体制を中心とした国政基調への積極的な提言をなしえなかった」としている²²。

三つの見方の違いが、道真の奏状には両面性が存在することを物語っているように思える。地方人民の福祉を考える二番目の理由は評価すべく異論がないが、一番目の理由には意見が分かれているところが多いようである。鈴木哲は道真が地方政治に比して中央政治を優先する意識、都鄙意識とその根底にある廷臣型文人意識を立脚点として、彼の奏状は「単なる国司擁護論のみに終始し、観念的言辞レベルにとどまり、現実的な政治的实践に結びつけることは少なかったのである」と批判した。この見解は歴史的に道真の奏状を捉えた考察で、有力だと思われる。つまり、廷臣型文人である道真は国司擁護の立場に立っても、それは実際には政治的实践に結び付けなかったとの見解である。

この奏状の行方として、笹山晴生氏が「政治史上の宇多天皇」（学習院史学 2004年3月 学習院大学史学会）という論文で、道真の存在を肯定した。氏の指摘では、宇多天皇の国政改革には二つの方向があり、その一つは、現実に即した地方行政である。累積した負債の全額を納めさせるのではなく、毎年決められた額だけを納めさせるこの改革がとられるのは道真の力によるもので、その主眼は「国政の主導権を天皇が掌握する」ことにあるという。

両方を合わせて見てみるが、政治的实践という観点から見る場合、道真のこの奏状は観念的なものに過ぎないかもしれない。が、その結果として、地方行政には変革が見られたことが確かである。つまり、道真のこの奏状は宇多天皇の治世には些細な役割を果たしたと言えよう。

終わりに

菅原道真の果たした政治的役割をテーマとし、考察を試みたが、結局その政治的役割がとて微弱なもので

あると言わざるを得なくなった。これは道真の根底には宮廷詩人（あるいは詩人）、文章の書き手、学問家といった意識、或いはアイデンティティーが根強く存在することとは直接な関係があると思われるが、このため、道真は宇多天皇に重用され、右大臣という高位に上昇しても、彼の政治的台頭は一時的なものに止まってしまった。道真を代表とする文人達は「政治的、経済的に自己増殖する術をもたなく、「王権との相即的・私的な関係に強く依存した寄生的な文人＝廷臣型文人」²³はやがて藤原氏の打撃の中で挫折してしまい、道真の転落に至ると、文章道はやっとその幕を下ろしてしまった。

最後に、菅原道真は祖父から受け継いだ家業、すなわち文章道は何故いられなくなったか、日本の政治的社会的状況はどう変化したか、また、文章道の必然的な歴史運命はどこにあるのかといった問題は残念ながら本稿では解決できず、今後の課題としたい。

注

1. 『平安朝日本漢文学史の研究』川口久雄 明治書院 昭和五十年十二月
2. 白居易が自分の詩歌を整理し時、〈諷諭詩〉〈感傷詩〉〈閑適詩〉〈雑律詩〉四つの部類に分類し、〈諷諭詩〉はその一部である。作品の上から見ると、〈諷諭詩〉は『白居易全集』前の四巻に当たり、全部で百七十二首が数えられる。「諷諭」とは、「比喩を用いて婉曲に意見を諫め、人（主に天子）を悟らす」という意味であり、詩歌伝統から言うと、〈諷諭〉は詩経に準じるものとされる。白居易の場合、下々の民の心情を詩歌によって天子の耳に入れ、政治を正すという「兼ねて天下を済む」という志の現れでもある。『枕草子』や『源氏物語』、『大鏡』『平家物語』などに引用される回数も多く、道真の場合、従来讃岐時代に書かれた『寒早十首』は典型的な〈諷諭詩〉だと思われる。（主に『白居易研究講座』勉誠社 平成五年七月を参照）
3. すでに松浦友久氏が〈試論中国文学的諷諭性—以白氏文集和菅家文章为例〉（『白居易研究论文选』马歌东 三秦出版社）の中で指摘され、今の段階ではほとんど賛成の意見を持っている。
4. 秋山虔が「古代官人の文学思想」（『国語と国文学』昭和30・4）
5. 桑原朝子氏が『平安朝の漢詩と「法」-文人貴族の貴族制構想の成立と挫折』（東京大学出版会 2005年3月）の中で指摘された。
6. 学術論文を（国立情報学研究所、国文学資料館で）調べたら、前者は二篇、後者は四篇しかない。代表なのは「阿衡紛議と菅原道真」（所功、『菅原道真論集』、和漢比較文学研

- 究会編 勉誠出版 平成十五年二月）と「菅原道真と寛平度の遣唐使計画」（森公章 続日本紀研究 2006/6）である。二つの事件以外、渤海使についての研究は少し見える。たとえば、「菅原道真と渤海使の交流」（柳澤良一『菅原道真論集』2002年）など。
7. 阿衡紛議について言えば、所功氏の「阿衡紛議と菅原道真」（前掲書）は代表作であるが、道真の役割について、所功氏は「道真は、阿衡紛議の最終的解決に決定的な役割を果たしたと認められる」と論証したが、その役割の背後にあるものは分析を加えていない。
 8. 道真の作品として、『菅家文章』と『菅家後集』はあるが、前者は11歳の時に始めて作った詩から『献家集状』にいたるまでの詩六巻と散文六巻を収めて、左遷する直前道真が自ら編纂して醍醐天皇に献上したものである。後者は昌泰四年、大宰府左遷時代の作品のみを集め、死の近きを知って、紀長谷雄に送ったもので、政治的役割を果たせなくなった失意の心境を詠う作品が多い。道真の官職、政治関与と深い関係があるのは『菅家文章』なので、これを中心に考察したわけである。
 9. 川口久雄氏が『菅家文章・菅家後集』（日本古典文学大系 岩波書店 昭和41年10月）の中で、日本紀年、道真の年齢、行跡、詩作品、散文作品、天皇、摂政大臣、時事などの欄を設けて、道真の年表を作った。
 10. 「文人貴族の政治意識」鈴木哲 史叢（日本大学史学会〔編〕/日本大学史学会）1996/11
 11. 『菅原道真』伝記 坂本太郎 吉川弘文館 昭和37年11月
 12. 坂本太郎氏の前掲書
 13. その日にちは意見書に明記されてなく、坂本太郎氏は11月以後、所功氏は10月15日ごろだとする。11月以後だったら、基経の意がおさまったのは解釈しにくい。この故、10月15日ごろのほうが妥当だと思い、つまり道真の意見書は基経の翻意に役立った。
 14. この長文は『菅家文章』の散文の部に収められず、「参考掲載」に収められている。
 15. 「讃州時代の菅原道真と「寒早十首」遠藤光正 東洋研究 1994/11 大東文化大学東洋研究所
 16. これについて、前掲の遠藤光正氏の論文の中で詳しく、贅言を要しまいと思う。
 17. 秋山虔氏の前掲論文によって指摘されている。
 18. 鈴木氏の前掲論文
 19. たとえば、「菅原道真と遣唐使の廃止」（嶋岡晨 日本学）；「菅家文章の史料—遣唐使の停廃について」（増村宏 鹿児島経大論集）；「菅原道真と寛平度の遣唐使計画」（森公章 続日本紀研究 2006/6）残念ながら、一番後ろの論文しか入手していない。
 20. 坂本太郎氏の前掲書
 21. 川口久雄 『菅家文章・菅家後集』 日本古典文学大系 岩波書店 昭和41年10月
 22. 鈴木哲氏の前掲論文
 23. 鈴木哲氏の前掲論文